〈別添〉

京都文化力プロジェクト 2016-2020 広報関連業務仕様書

1 業務名

京都文化力プロジェクト 2016-2020 広報関連業務

2 委託目的

京都文化力プロジェクト 2016-2020 基本構想に基づき、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、世界に向けて日本及び京都の文化・芸術等を発信し体感してもらう京都文化力プロジェクト 2016-2020 (以下「京都文化力プロジェクト」という。)の実施に際し、全国への知名度向上や情報発信を効率的・効果的に進めるため、ウェブサイトの構築や機関誌の作成など各種広報関連業務に関わる事業について委託する。

3 業務内容

(1) ウェブサイト作成・管理運営業務

別添『「京都文化力プロジェクト2016-2020」ウェブサイト作成指針』に基づき、京都文化力プロジェクトを広く周知できるウェブサイトを構築し、管理運営すること。なお、ウェブサイトの公開予定は平成28年9月末を予定している。

(2)機関誌の発行

京都文化力プロジェクトを PR するための機関誌を発行し、京都の取り組みを府民市民、及び全国へ発信する。

仕様は、A4 サイズ、24 ページ、全頁カラー、5000 部を基本として、判形、部数を含め、京都文化力プロジェクトの目的を達するため、最も効果的な提案をすること。また、経費には、編集・デザイン、寄稿・インタビューの謝礼、原稿文字起こし、取材交通費、印刷、郵送料等含むこと。

なお、機関誌は、平成 29 年 2 月 \sim 3 月頃の発行予定であり、併せて(1) ウェブサイトに掲載すること。

(3) その他広報活動を実施するにあたり必要となる業務

4 委託業務期間

契約日から平成29年3月31日まで

5 成果品

ウェブサイトプログラム一式 ウェブサイトへのアクセス情報等の解析データ(月ごと、年別) 広報活動報告書 紙媒体10部、磁気データ記録媒体(CD-R等)6枚 機関誌データー式

6 納入場所

京都府庁、京都市役所、京都商工会議所

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、発注者の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うものとする。
- (2) 本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受 託者と発注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 委託で得られた成果物の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)は、委託者(京都文化力プロジェクト実行委員会)に帰属する。 また、受託者は成果品につき、著作者人格権を行使しない。
- (4) 受託者は業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の 目的に転用してはならない。
- (5) 提案された内容全てにおいて、実施することを確約するものではなく、内容及び金額については、双方が調整することとする。
- (6) 受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の 責任に任ずるものとする。
- (7)全体として、京都文化力プロジェクト実行委員会が別に委託する京都文化力プロジェクト 2016-2020 実施計画策定等業務の受託業者と連携し行うものとする。

8 参考資料

【旧名称】京都文化フェア(仮称)2016-2020

URL http://kyotobunkafair.jp/